

令和4年度特定処遇改善加算の取得に伴う処遇改善について

(1) 配分対象： 以下のとおり定めた定義に基づき、各人毎に区分し支給する。

Aグループ

介護経験が10年以上（他社勤務を含む）で、介護福祉士を取得後5年以上の者。
また、サービス提供責任者以上の正規職員とする。

Bグループ

Aグループ以外の介護職員であって、月10日以上勤務の者。

Cグループ

Aグループ及びBグループに属さない介護職以外の職員で、月10日以上勤務の者。
(但し、加算要件上の一定の年収額を超える者を除く)

(2) 特定処遇改善加算の取得状況

施設名	加算区分
ケアステーション南風	介護職員等特定処遇改善加算II
ケアステーション南風姉崎	介護職員等特定処遇改善加算II

(3) 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容（職場環境要件）について

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の管理	<ul style="list-style-type: none"> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

令和4年4月

有限会社D o W i n d

ケアステーション南風

ケアステーション南風姉崎